

## 青森県医療費適正化計画（第四期）案に寄せられた意見等とそれに対する県の考え方

No	提出された意見等	意見等に対する県の考え方	提出意見等の反映状況
1	<p>医療費適正化は喫緊の課題であり、そのために県民の健康の保持増進に係る取り組みが重要であることに賛同いたします。一方で、本県は働き盛り世代の死亡率が高いことから、本計画に「産業保健看護職の活用」について加えていただくことを検討していただきたく、意見を申し上げます。具体的には、①産業保健看護職の実態把握、②資質向上に向けた支援策の検討、を提案いたします。</p> <p>1. 産業保健看護職とは何か</p> <p>産業保健看護職とは、すべての労働者を対象に健康と労働の調和を保つことを目的に活動している保健師・看護師のことです<sup>1)</sup>。青森県内には「青森産業看護者協議会（会長 千葉敦子）」が組織されており、企業や健診センター等で働く約 50 名の看護職が任意で参加しています。産業保健看護職は労働者を対象に、生活習慣病対策、喫煙対策、メンタルヘルス対策、長時間労働対策等を、産業医や衛生管理者と協働しながら看護職の機能を発揮し、きめ細やかな支援を行うことで働き盛り世代の健康増進に寄与しています。</p> <p>2. 産業保健看護職活用の意義</p> <p>産業保健看護職の多くは大企業に雇用されています。看護学という学問基盤が同一の専門職であることから産業保健看護職を活用することで地域・職域連携が促進されると考えます。このような連携が促進され</p>	<p>本計画案においては「健康保険組合、協会けんぽ、共済組合等の被用者保険の保険者は、保健事業の実施主体として、被保険者の特定健康診査及び特定保健指導を実施するほか、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者や被扶養者の自助努力についての支援、その他の被保険者等の健康の増進のために必要な事業を行うよう努めることにより、被保険者の健康づくりを推進します。」（計画案 P48（2）③）としており、また、「企業や農協・漁協その他の団体等においては、従業員等の健康づくりの重要性を理解し、特定健康診査・特定保健指導の受診勧奨、従業員等の健康づくり活動の取組、健康づくりに資する商品サービスの開発、受動喫煙防止対策の徹底、社員食堂における減塩メニューの提供等を推進することが求められます。」（計画案 P49（3）②）としているところです。</p> <p>今般御意見をいただいた「産業保健看護職の活用」については、上記取組を効果的に実施する方法の一つであり、記載内容に含まれるものと考えていますが、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	記述済み

ることで、健康寿命の延伸や生活の質向上、生産性向上、医療費の適正化につながるメリットがあります。一方で、本県の9割を占める50人未満の小規模事業場においては、産業医や衛生管理者の選任義務がないことから健康づくりの専門職はおらず、従業員に対する健康増進の支援は不十分な状況です。本県の働き盛り世代の死亡率の高さ、生活習慣の課題を鑑みると、この層への手厚い支援が必要不可欠であるといえます。他県の取り組みのように、産業保健看護職を活用することで小規模事業場の健康増進の支援が可能になると考えられます<sup>2)</sup>。例えば研修を受けた産業保健看護職を登録制にすることで、小規模事業場が必要な時に必要な分だけ看護職を活用できる体制が構築できると考えます。

### 3. 産業保健看護職の実態把握の必要性

産業保健看護職は法的に選任義務がなく、届け出の必要性がないことから、どこでどれだけ看護職が産業保健に従事しているのかその全数把握が困難な状況です。そのため、資質向上の教育体制の構築が十分にはできていません。これは全国的な課題ではありますが、青森県においては協議会が組織されていること、横のつながりが比較的豊かであることから、本計画の推進体制に記載されている関係機関と連携し組織的に調査を行うことで、全数把握とその実態が把握でき、課題に先駆的に取り組むことが可能であると考えます。

### 4. 資質向上に向けた支援策の検討の必要性

産業保健看護職には看護学のスキルに加えて労働衛生に関する知識が必要です。基礎教育では保健師過程において産業保健看護の教育が行われていますが、その実施状況は教育機関により大きなばらつきがあります。また、産業保健看護職は一人職場が多く、体系的な教育体制が整っていないことが多いです。このような状況から、労働者に対する効果

的な健康支援を実施するために、産業保健看護職を対象に資質向上に向けた支援策を検討する必要があります。

厚生労働者<sup>3)</sup>、日本看護協会<sup>4)</sup>、日本産業衛生学会<sup>5)</sup>、産業保健総合支援センター<sup>6)</sup>において、産業保健看護職の活用を促進する動きがあります。このような社会的動向を鑑み、本県においても今後6年間の計画に「産業保健看護職の活用」、①産業保健看護職の実態把握、②資質向上に向けた支援策の検討、について加えていただきたく、ご検討をよろしくお願いいたします。

#### 引用

- 1) [https://sangyo-kango.org/wp/?page\\_id=23](https://sangyo-kango.org/wp/?page_id=23), 日本産業衛生学会 産業保健看護の定義, 2023年2月10日アクセス可能
- 2) 中小企業事業者のための産業保健師活用テキスト 産業保健師がいること, 神奈川産業保健総合支援センター, 2021.
- 3) [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou\\_558547\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00014.html), 厚生労働省, 産業保健のあり方に関する研修会, 2023
- 4) <https://www.nurse.or.jp/nursing/policy/index.html#a02>, 日本看護協会重点事業, 産業保健のあり方に関する検討, 2022.
- 5) <https://www.sanei.or.jp/hokenkango/>, 日本産業衛生学会, 産業保健看護専門家制度.
- 6) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/649/Default.aspx>, 独立行政法人, 産業保健事業.